

# 同志社大学政法会個人情報保護委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、同志社大学政法会個人情報保護に関する規程第4条第4項に基づき、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の構成及び手続きについて規定する。

## (構成)

第2条 委員会は、次の委員でもって構成する。

- (1) 総務委員会担当副会長
- (2) 全執行委員会委員長
- (3) 有識者(弁護士)1名

ただし、有識者の選任については、常務委員会の承認を得るものとする。

- 2 委員長は総務委員長を充て、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員会は、委員長が招集して議長となる。
- 4 委員長に事故があるときまたは欠けるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 5 第2条第1項第2号に定める執行委員会委員長が、やむを得ない理由により委員会を欠席する場合は、当該執行委員会副委員長(以下「代理人」という。)を代理人として出席させることができる。
- 6 委員の任期は、政法会会則第14条に基づく。

## (除斥等)

第3条 委員に次の各号の一に該当する事由があるときは、当該審議に加わることができない。

- (1) 委員が被審議者のとき。
- (2) 委員が被審議事件に関して重大な利害関係を有するとき。
- (3) 委員会の決定により、当該委員が審議にあたることが不相当と認められたとき。

## (開催)

第4条 委員長は、次の各号の一に該当する事案があるときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

- (1) 同志社大学政法会個人情報保護に関する規程第14条及び第15条の事案報告を受けたとき。
- (2) 同志社大学政法会個人情報保護管理者から諮問を受けたとき。

## (調査・審議)

第5条 委員会は、次の事項について速やかに調査し審議する。

- (1) 個人情報の漏えい及び改ざん等の事故における事実関係の確認並びに対応策の検討
- (2) 同志社大学へ提出する文書の検討
- (3) 会員に対して通知又は告知する文書の検討

(4) 被害拡大防止、再発防止のために必要な措置の検討

2 委員会は、前項の調査及び審議をするため、必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 委員会は、前2項の手続きを経た後、その審議結果を直ちに会長に報告しなければならない。

4 委員会は、審議結果を審議後の最初に開催される常務委員会に報告しなければならない。

(議決)

第6条 議事は、出席委員(代理人を含む。)の2分の1以上の議決により決する。

2 やむを得ない事情により会議が開催できない場合、書面及び電磁的記録により、委員の2分の1以上の議決により決する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、常務委員会において決する。

附 則 この規程は、2020年10月24日から施行する。